（証券コード　6531）

日本を、資源大国にしよう。

REFINVERSE

第15回定時株主総会
招集ご通知

■ 日　時

2018年９月26日（水曜日）
午前11時
（受付開始は午前10時30分を予定しております）

■ 場　所

東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社東京証券取引所
２階　東証ホール

■ 決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役９名選任の件

リファインバース株式会社

株 主 各 位

証券コード　6531
2018年９月11日
東京都中央区日本橋人形町三丁目10番１号
リファインバース株式会社
代表取締役社長　越 智　　晶

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年９月25日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時　2018年９月26日（水曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分）

2 場　　所　東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社東京証券取引所　２階　東証ホール
（注）１．当日は西口よりご入場をお願い申しあげます。
２．ご入場に際して、本株主総会招集ご通知、議決権行使書用紙を必ずご持参いただきますようお願い申しあげます。
３．西口では、警備員による金属探知機での検査がございます。併せてご理解賜りますようお願い申しあげます。
４．末尾の株主総会会場ご案内図もご参照ください。

3 目的事項
報告事項
１．第15期（2017年７月１日から2018年６月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第15期（2017年７月１日から2018年６月30日まで）
計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役９名選任の件

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（http://www.r-inverse.com/）

（添付書類）

事　業　報　告

（2017年７月１日から2018年６月30日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いておりますが、一方、海外経済や政策に関する不確実性の影響などもあり、先行きについて留意すべき状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、産業廃棄物処理事業において基盤となる事業を展開しつつ、今後の成長の核となる再生樹脂製造販売事業の事業領域の拡大に向けて、再生樹脂増産のための設備を本格稼働させ、また、製鋼副資材を量産品として出荷開始するなど、持続的な成長のための事業基盤の強化、推進に努めてまいりました。また、将来の新規事業に係る積極的な研究開発投資を行いました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,410,719千円（前期比5.1％増）、営業利益11,945千円（前期比95.7％減）、経常損失15,878千円（前期比106.0％減）、親会社株主に帰属する当期純利益57,174千円（前期比81.9％減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、記載のセグメント別売上高はセグメント間取引の相殺前の数値です。

（再生樹脂製造販売事業）

再生樹脂製造販売事業につきましては、ホテル・オフィス関連を中心としたリニューアル需要は底堅く、使用済みカーペットタイルの調達量も順調に推移してきました。

また、底堅いリニューアル需要を受け、原状回復時のカーペットタイルの張り替え件数が増えていることに加え、インテリア業界においては環境対応製品の市場がさらに拡大しており、その基礎原料としての当社グループの製品に対する需要は引き続き堅調に推移しております。さらに、新規事業として開始した製鋼副資材製造事業は予定通り量産品販売を開始しましたが、顧客からの製品品質への評価が極めて高く、製鋼副資材の製造ラインはフル稼働の状況となっており、今後の収益貢献への期待ができる状況となっております。一方で第１四半期連結会計期間において、増産のための設備設置工事及び試運転期間があり、その間一部製品について製造・販売を停止していたこと、及び量産開始後に初期の設備不具合が発生し製造原価が増加するなどの影響により一時的な収益悪化要因が発生しましたが、それらの課題を克服し安定した生産状況が継続しており、今後の業績へ好影響を与えられる状況となっております。また、人員の増

強や新規リサイクル技術の研究開発費等の費用が増加しました。

この結果、売上高は760,670千円(前期比11.2%減)となり、セグメント損失は50,718千円(前期はセグメント利益145,073千円)となりました。

(産業廃棄物処理事業)

産業廃棄物処理事業につきましては、カーペットタイルリサイクルに関連したオフィス系改修工事に伴う内装系廃棄物処理は順調に推移しております。また、インバウンド需要に関連した商業施設やホテル等の大型改修工事に関しても受注件数は安定的に推移しており、市場が拡大しているマンション等のリフォーム・リノベーション案件においても、解体工事から収集運搬・中間処理までの一括受注体制の強化が引き続き業績に寄与しております。

この結果、売上高は1,670,494千円(前期比12.9%増)、セグメント利益は270,119千円(前期比3.0%減)となりました。

事業別売上高

区分	第14期 (2017年6月期) (前連結会計年度)		第15期 (2018年6月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
再生樹脂製造販売事業	856,714	36.7	760,670	31.3	△96,043	△11.2
産業廃棄物処理事業	1,479,848	63.3	1,670,494	68.7	190,646	12.9
合計	2,336,563	100.0	2,431,165	100.0	94,602	4.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は359,438千円であり、セグメント別の設備投資の概要は以下のとおりであります。

(再生樹脂製造販売事業)

再生樹脂製造販売事業において305,723千円の設備投資を実施しました。

主としてリファインバース イノベーションセンターにおける追加建物及び追加設備に係るものであり、工場建物214,158千円、再生塩ビ製造設備56,501千円などを取得しております。

（産業廃棄物処理事業）

産業廃棄物処理事業において53,714千円の設備投資を実施しました。

主として収集運搬に係るコンテナボックス等の工具器具備品10,967千円、リース車両26,362千円、ソフトウエア8,965千円などを取得しております。

③　資金調達の状況

前連結会計年度にリファインバース イノベーションセンターへの設備投資資金として、短期借入金647,000千円の調達を行いましたが、当連結会計年度中に、その借換資金を含め長期借入金1,488,000千円の調達を行いました。

⑵　財産及び損益の状況

区分＼期別	第12期 (2015年６月期)	第13期 (2016年６月期)	第14期 (2017年６月期)	第15期 (当連結会計年度) (2018年６月期)
売上高（千円）	1,809,389	2,120,959	2,294,698	2,410,719
経常利益又は経常損失（千円）	149,030	247,047	264,193	△15,878
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	70,111	164,777	315,854	57,174
１株当たり当期純利益（円）	27.21	63.95	107.56	19.05
総資産（千円）	1,403,251	1,492,569	2,736,180	3,102,200
純資産（千円）	124,211	288,988	814,861	882,310
１株当たり純資産額（円）	△1,254.85	112.16	272.25	292.42

（注）１．１株当たり当期純利益の算定に当たり、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号）を適用しております。

２．当社は、2016年５月11日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っております。また、2017年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

＜子会社＞

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社ジーエムエス	71,000	100	産業廃棄物処理事業
リファインマテリアル株式会社	50,000	100	再生樹脂製造販売事業

⑷ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境としては、雇用・所得環境の改善や輸出の持ち直しなど景気は回復基調にありますが、引き続き米国の政策動向やその影響等不確実性があり、注視すべき状況が続くものと考えられます。一方で、当社グループの事業領域に係る市場につきましては、今後2020年の東京オリンピック開催に向け、不動産・建築市場への需要拡大が見込まれることにより今後も順調に推移するものと考えております。

このような状況下において、今後激化が予想される競争に勝ち残っていくために、当社グループとしては以下の内容を対処すべき課題として認識しております。

⑻ 使用済みカーペットタイルの安定的確保について

再生樹脂製造販売事業において、再生樹脂生産量は建設系産業廃棄物である使用済みカーペットタイルの調達量に依存しております。ゆえに再生樹脂を安定的に生産するためには、使用済みカーペットタイルの安定的な調達ルートの確保が必要となります。具体的な施策として、既存取引先からの搬入数量の増加を図るための営業提案を行うとともに、関東地域のみで行っていた調達について将来的には、回収拠点を全国に拡大することを検討しております。

⑼ 販売数量の拡大について

グリーン購入法の特定調達品目やエコマークの基準改定の影響から、各カーペットタイルメーカーからの当社グループ製品に対する引き合いが増えているものと認識しております。当社グループとしては、今後も当社グループ製品に対する引き合いが引き続き増加すると想定しており、増加した需要に対応できるよう、生産能力を増強し、販売数量の拡大を図ってまいります。

⑹ 販売価格の向上について

環境対応製品の市場拡大に伴い、当社グループの製品に対する需要は拡大しており、当社グループの製品の販売価格向上を目指す環境が整ってきていると認識しております。当社グループでは、更なる当社製品の品質改善を行うことで当社グループの製品の価値を高めつつ、この環境を活かして、収益性の更なる向上を図ってまいります。

⑹ コスト競争力の強化について

今後競争の激化も予想される中、当社グループとしては以下のようなコスト削減策を講じてまいります。

① 回収した使用済みカーペットタイルのうち廃棄処分品を減少することによる歩留りの向上及び生産ライン稼働率の向上を図ります。

② 生産工程の効率化による人件費の圧縮等による原価低減を図ります。

③ 産業廃棄物処理事業と協業して使用済みカーペットタイルの撤去から再生樹脂製造までの一貫実施を拡大することで、使用済みカーペットタイルの選別作業の削減とこれに伴う原価低減を図ります。

④ 再生樹脂製造販売事業で使用する生産設備及びプロセスの多くが当社独自の仕様であり、設備導入及び本番運用において、予期せぬトラブルや故障が起こる可能性があります。突発的な設備トラブルに係るリスクを最低限に抑えるため、日常的に生産設備の保守・メインテナンスに努めるとともに、設備補修技術の蓄積も行ってまいります。

⑹ 新規事業領域への進出について

当社では廃棄物の再資源化のための基礎技術として機械的処理（切削・粉砕等）による分離技術をベースにカーペットタイルのリサイクル事業を拡大してきましたが、新たに開発した低コストな高純度分離技術や混合圧縮成形技術により新規事業領域への進出による成長を見込んでおります。

新たに開発した高純度分離技術では、自動車エアバッグの基布や使用済み漁網から再生ナイロン樹脂を再資源化することを実現する画期的な技術となります。

また、混合圧縮成形技術では、微粉体形状の原料を低コストで圧縮成形することにより、鉄鋼メーカーで使用されている製鋼副資材の製造を実現いたしました。

これらの新技術により、カーペットタイルリサイクル事業に加えてナイロンリサイクル事業、製鋼副資材製造事業に新規参入することとなり、当社の事業領域が建設業界に加えて、自動車業界、鉄鋼業界へと拡大し、持続的な成長に向けた事業基盤の強化が実現しました。

これらの新たな技術開発は事業領域の拡大だけでなく既存事業の原価低減にも寄与いたします。現状ではカーペットタイル再資源化プロセスから産出される繊維（ナイロン）部分は、生産数量の約半分は廃棄物燃料用原料として廉価で販売、あるいは当社グループが処分費用を払ってサーマルリサイクル処理委託をするか、もしくは最終処分場にて埋め立て処理しております。

この有効活用されていない繊維部分は圧縮成形技術により製鋼副資材の原料として活用することも可能となりました。これにより今後は処理委託費用が大幅に削減される見込みとなっております。

(f) 組織体制・人材の強化等について

今後当社グループとして、事業の拡大への対応、内部管理体制の更なる強化が重要課題となることを認識し、社員研修制度の充実、公正な人事制度の確立などに取り組むことで、将来、当社グループの核となる優秀な人材の確保・育成を図るとともに、事業をより効率的かつ安定的に運営していくため、適宜、組織体制の最適化を図ってまいります。

⑸ 主要な事業内容（2018年６月30日現在）

事業区分	事業内容
再生樹脂製造販売事業	廃棄されたカーペットタイルに対して当社グループの独自技術により再生処理を行い再度カーペットタイルの製造に利用できる合成樹脂製品として販売しております。
産業廃棄物処理事業	主として首都圏で排出される建築系廃棄物の収集運搬・中間処理を行っております。

⑹ 主要な営業所及び工場（2018年６月30日現在）

① 当社

本社	東京都中央区
工場	千葉工場（千葉県八千代市）、リファインバース イノベーションセンター（千葉県富津市）

② 子会社

株式会社ジーエムエス	本社（東京都中央区）、リファイン1（東京都葛飾区）、TACS3（東京都大田区）
リファインマテリアル株式会社	本社（千葉県富津市）

⑺ 使用人の状況（2018年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減
再生樹脂製造販売事業	48	5名増
産業廃棄物処理事業	95	18名増
全社（共通）	6	―
合計	149	23名増

（注）１．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、使用人兼務役員及び社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、臨時雇用者の総数が使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42（5）名	7名減（3名減）	43.6歳	6.1年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、使用人兼務役員及び社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（2018年６月30日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社日本政策金融公庫	1,140,294
株式会社商工組合中央金庫	266,330
城北信用金庫	210,620

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2018年６月30日現在）

① 発行可能株式総数　10,000,000株
② 発行済株式の総数　3,004,950株
③ 株主数　2,791名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	327,000株	10.88%
越智晶	249,520	8.30
住友商事株式会社	238,500	7.94
住江織物株式会社	210,000	6.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	172,300	5.73
越智敏裕	121,000	4.03
越智源株式会社	80,000	2.66
野村信託銀行株式会社（信託口）	51,800	1.72
BBH (LUX) FOR MIBL FOR MUFG JAPAN EQUITY SMALL CAP FUND	39,600	1.32
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	23,035	0.77

（注）持株比率は、自己株式（100株）を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第７回新株予約権
発行決議日		2014年２月７日
新株予約権の数		8,500個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　85,000株 (新株予約権１個につき10株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		500円
新株予約権の行使期間		2016年２月８日から 2024年２月７日まで
行使の条件		(注) 1
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　8,500個 目的となる株式数　85,000株 保有者数　1名

(注) １．新株予約権の行使の条件

⑴本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が本新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

⑵本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

⑶権利者が１個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、１株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

２．2016年５月11日付で行った１株を５株とする株式分割並びに2017年４月１日付で行った１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③　その他新株予約権等の状況

	第９回新株予約権（有償ストックオプション）	第１０回新株予約権（無償ストックオプション）
発行決議日	2017年２月14日	2017年12月22日
新株予約権の数	580個	124個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　116,000株 （新株予約権１個につき200株）	普通株式　12,400株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	3,150円	3,415円
新株予約権の行使期間	2020年10月１日から 2027年３月１日まで	2019年12月23日から 2027年12月22日まで
新株予約権の行使の条件	（注）１	（注）１
交付状況	当社取締役　７名　520個（104,000株） 当社監査役　３名　50個（10,000株） 当社子会社取締役　１名　10個（2,000株）	当社従業員　38名　57個（5,700株） 当社子会社従業員 57名　67個（6,700株）

（注）１．新株予約権の行使の条件

（第９回新株予約権）

⑴新株予約権者は、2020年６月期の営業利益が700百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

⑵本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「当社が本新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

⑶本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

⑷権利者が１個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、１株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

（第10回新株予約権）

⑴本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「当社が本新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

⑵本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

⑶権利者が１個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、１株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

２．第９回新株予約権に関しては、2017年４月１日付で行った１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

３．上記の新株予約権は、いずれも職務執行の対価として付与したものではありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2018年６月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	越智　晶	株式会社ジーエムエス　取締役 リファインマテリアル株式会社　取締役
取締役	加志村竜彦	事業開発部長 株式会社ジーエムエス　取締役
取締役	瀧澤陵	株式会社ジーエムエス　代表取締役社長
取締役	松村順也	研究開発部長 リファインマテリアル株式会社　代表取締役社長
取締役	大谷淳	経営管理部長
取締役	堀内賢一	最高技術責任者 リファインマテリアル株式会社　取締役
取締役	鮫島卓	AGキャピタル株式会社　代表取締役社長
取締役	山中尚哉	
取締役	布施木孝叔	綜研化学株式会社　社外監査役 株式会社早稲田アカデミー　社外取締役 株式会社アルファシステムズ　社外監査役
常勤監査役	小林孝実	株式会社ジーエムエス　監査役 リファインマテリアル株式会社　監査役
監査役	片岡敬三	有限会社マーキュリー　取締役 株式会社ホスピタルマネジメント研究所　監査役
監査役	丸吉龍一	公認会計士丸吉龍一事務所　代表 ライブラ税理士法人　代表

（注）１．取締役鮫島卓氏、山中尚哉氏及び布施木孝叔氏は、社外取締役であります。
２．監査役片岡敬三氏及び丸吉龍一氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役小林孝実氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役丸吉龍一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、鮫島卓氏、布施木孝叔氏及び丸吉龍一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	7名 （2名）	42,000 （1,800）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	6,000 （2,400）
合計 （うち社外役員）	10名 （4名）	48,000 （4,200）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、2004年３月１日開催の臨時株主総会において、年額５億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、2004年３月１日開催の臨時株主総会において、年額５千万円以内と決議いただいております。

４．取締役の員数は９名ですが、無支給者が２名いるため支給員数と相違しております。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役鮫島卓氏は、AGキャピタル株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役布施木孝叔氏は、株式会社早稲田アカデミーの社外取締役、綜研化学株式会社及び株式会社アルファシステムズの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役片岡敬三氏は、有限会社マーキュリーの取締役及び株式会社ホスピタルマネジメント研究所の監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役丸吉龍一氏は、公認会計士丸吉龍一事務所及びライブラ税理士法人の代表であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	地　　位	主　な　活　動　状　況
鮫　島　　卓	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、会社の経営者としての見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言を行っております。
山　中　尚　哉	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、主に出身分野である製造業の経験・見地から助言・提言を行っております。
布施木　孝　叔	社外取締役	2017年９月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、助言・提言を行っております。
片　岡　敬　三	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回のすべてに出席し、複数の会社の監査役として培ってきた豊富な経験・見地から、助言・提言を行っております。
丸　吉　龍　一	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会13回のうち12回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、助言・提言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

（注）当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年７月１日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人が受けた過去２年間の業務停止処分

該当事項はありません。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス規程」に定め、当社グループの役員及び従業員に周知徹底を図る。

② コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、社内規程及び行動規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。

③ 定期的に内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

④ 「内部通報規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行いコンプライアンスに対する相談機能を強化する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存するものとする。

3．当社及び子会社の損失の危険（以下「リスク」という。）の管理に関する規程その他の体制

① 当社及び子会社から成る企業集団の経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生の可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行う。

② リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 毎月１回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。

② 環境変化に対応した当社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めるため、連結ベースの中期経営計画及び単年度予算を策定する。連結経営計画及び連結年度予算を達成するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、従業員の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。

5．当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。

② 連結対象子会社に対しては、定期的に当社内部監査担当より内部監査を実施するとともに、当社監査役が必要に応じて監査を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制

① 当社企業グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

② 当社及び子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

7．監査役の職務を補助する従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役から職務を補助すべき従業員を置くことを求められた場合は、適切な人材を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については相談し、検討する。

② 前号の従業員に対する指揮命令権限は、監査役に帰属する。また当該従業員の人事異動及び考課については、事前に常勤監査役に報告を行い、同意を得ることとする。

8．当社及び当社子会社の取締役及び従業員、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

① 監査役は、当社取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項に係る報告を受ける。また子会社を管掌する取締役・従業員からも適宜重要事項に係る報告を受ける。

② 監査役は、当社並びに子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて担当する取締役又は従業員等にその説明を求める。

③ 当社取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。

④ 子会社統括部署は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に損害を及ぼすおそれがある事実等について、監査役に報告する。

9．上記８．の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

① 上記８．の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

10．監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。

11．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととする。
② 監査役は、内部監査担当者と連携し、監査の実効性を確保する。
③ 監査役は、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。
④ 監査役は毎月の監査役会を通じて監査の実効性や改善すべき事項について継続的に検討することとする。

12．反社会的勢力を排除するための体制

① 当社及び子会社は、「コンプライアンス規程」第５条（遵守事項）に基づき、反社会的勢力との関係遮断に取組むこととする。
② 警察当局や暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当社は、コンプライアンス体制を強化することを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。当該委員会は、原則として四半期に１回開催し、取締役及び従業員に対するコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを行っております。また、内部通報窓口の設置を周知し、内在する問題の早期発見等に向けた取り組みを進めております。
② リスク管理に関する協議については基本的に経営会議で行っており、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえ、全社的なリスクの把握・評価を行っております。

③　当社の監査役は、監査役会を定期的（毎月１回以上）に開催して情報交換を行っております。また、取締役会、経営会議及びコンプライアンス委員会等重要な会議に出席し情報を収集すること、取締役との定期的な意見交換の実施や内部監査担当者と連携すること、及び子会社の取締役や使用人との意思疎通を図ることにより、監査の実効性の向上を図っております。

４．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（備考）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

（単位：千円）

科目	第15期 2018年6月30日現在
（資産の部）	
【流動資産】	**1,253,880**
現金及び預金	540,230
受取手形及び売掛金	346,021
商品及び製品	74,452
仕掛品	18,640
原材料及び貯蔵品	33,135
前払費用	37,494
未収還付法人税等	61,269
繰延税金資産	85,538
その他	57,404
貸倒引当金	△304
【固定資産】	**1,773,748**
有形固定資産	**1,498,467**
建物及び構築物	876,640
機械装置及び運搬具	801,124
工具、器具及び備品	76,806
土地	102,100
リース資産	111,533
建設仮勘定	24,915
減価償却累計額	△494,653
無形固定資産	**11,259**
投資その他の資産	**264,021**
投資有価証券	30,000
繰延税金資産	120,502
敷金及び保証金	97,424
その他	17,936
貸倒引当金	△1,842
【繰延資産】	**74,570**
開業費	74,570
資産合計	**3,102,200**

科目	第15期 2018年6月30日現在
（負債の部）	
【流動負債】	**647,577**
支払手形及び買掛金	48,973
１年内返済予定の長期借入金	291,592
リース債務	27,876
未払金	192,196
未払費用	50,535
未払法人税等	17,800
未払消費税等	5,511
その他	13,090
【固定負債】	**1,572,312**
長期借入金	1,325,652
リース債務	54,420
繰延税金負債	43,144
資産除去債務	149,095
負債合計	**2,219,889**
（純資産の部）	
【株主資本】	**878,665**
資本金	**408,372**
資本剰余金	**456,410**
利益剰余金	**13,978**
自己株式	**△96**
【新株予約権】	**3,645**
純資産合計	**882,310**
負債純資産合計	**3,102,200**

連結損益計算書

（単位：千円）

科目	第15期 自　2017年７月１日 至　2018年６月30日
売上高	**2,410,719**
売上原価	**1,779,671**
売上総利益	**631,048**
販売費及び一般管理費	**619,102**
営業利益	**11,945**
営業外収益	**3,389**
受取利息	114
受取配当金	9
その他	3,265
営業外費用	**31,213**
支払利息	16,005
開業費償却	15,087
その他	120
経常損失	**15,878**
特別利益	**632**
固定資産売却益	632
特別損失	**183**
固定資産除却損	183
税金等調整前当期純損失	**15,429**
法人税、住民税及び事業税	6,272
法人税等調整額	△78,875
当期純利益	**57,174**
親会社株主に帰属する当期純利益	**57,174**

連結株主資本等変動計算書

第15期 自2017年７月１日　至2018年６月30日

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	404,622	452,660	△43,195	△96	813,991
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	3,750	3,750			7,500
親会社株主に帰属する当期純利益			57,174		57,174
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	3,750	3,750	57,174	－	64,674
当連結会計年度末残高	408,372	456,410	13,978	△96	878,665

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	870	814,861
当連結会計年度変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		7,500
親会社株主に帰属する当期純利益		57,174
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	2,775	2,775
当連結会計年度変動額合計	2,775	67,449
当連結会計年度末残高	3,645	882,310

連　結　注　記　表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

すべての子会社を連結しております。

・連結子会社の数　２社

・主要な連結子会社の名称　株式会社ジーエムエス
リファインマテリアル株式会社

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・時価のないもの　移動平均法による原価法

②たな卸資産

・商品及び製品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・仕掛品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・原材料及び貯蔵品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	２～26年
機械装置及び運搬具	２～８年
工具、器具及び備品	２～15年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

⑷　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①　繰延資産の処理方法

開業費：５年間にわたり均等償却しております。

②　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「受取還付金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めております。

【連結貸借対照表に関する注記】

担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴　担保に供している資産

現金及び預金	13,434千円
建物及び構築物	778,710千円
機械装置	292,203千円
土地	102,100千円
計	1,186,448千円

⑵　担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	84,640千円
長期借入金	571,534千円
計	656,174千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

１．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	3,004,950株

２．当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	85,000株

【金融商品に関する注記】

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、多額の資金を要する設備投資などの案件については資金需要が発生した時点で市場の状況等を勘案の上、銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほぼすべてが３ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達及び設備投資に係る一時的な資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）管理

当社グループは与信管理規程に伴い外部の信用調査機関の活用等により顧客ごとに格付けを行い、与信枠を設定するとともに、顧客ごとの回収期日管理及び債権残高管理と合せて顧客の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握等によるリスクの軽減を図っております。

②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経営管理部が資金繰計画表に基づき、適時に更新することにより管理を行っております。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価額がないため合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2018年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴　現金及び預金	540,230	540,230	－
⑵　受取手形及び売掛金	346,021	346,021	－
貸倒引当金（※1）	△304	△304	－
貸倒引当金控除後	345,716	345,716	－
資産計	885,946	885,946	－
⑴　未払金	192,196	192,196	－
⑵　長期借入金（※2）	1,617,244	1,686,701	69,457
負債計	1,809,440	1,878,897	69,457

（※1）売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（※2）１年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

⑴　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額：30,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

【資産除去債務に関する注記】

資産除去債務のうち、連結貸借対照表に計上しているもの

⑴ 当該資産除去債務の概要

リファインバース イノベーションセンターの土地賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

⑵ 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務の算定に当たっては、使用見込期間を当該賃貸借契約の期間に応じて20年と見積もり、割引率は主に0.592％を使用しております。

⑶ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	129,162千円
有形固定資産の取得による増加	19,055千円
時の経過による調整額	877千円
期末残高	149,095千円

【１株当たり情報に関する注記】

１株当たり純資産額	292円42銭
１株当たり当期純利益	19円05銭

貸借対照表

（単位：千円）

科目	第15期 2018年6月30日現在
（資産の部）	
【流動資産】	**544,340**
現金及び預金	121,515
受取手形	767
売掛金	114,451
商品及び製品	50,894
仕掛品	14,609
原材料及び貯蔵品	12,406
前払費用	22,775
未収還付法人税等	61,269
関係会社短期貸付金	100,000
その他	45,750
貸倒引当金	△96
【固定資産】	**1,821,036**
有形固定資産	**1,199,829**
建物	832,128
構築物	350
機械及び装置	678,596
車両運搬具	3,677
工具、器具及び備品	12,940
建設仮勘定	24,915
減価償却累計額	△352,778
無形固定資産	**1,513**
ソフトウエア	215
その他	1,298
投資その他の資産	**619,694**
投資有価証券	30,000
関係会社株式	291,000
出資金	150
敷金及び保証金	89,545
長期未収入金	205,927
その他	3,072
資産合計	**2,365,383**

科目	第15期 2018年6月30日現在
（負債の部）	
【流動負債】	**364,855**
買掛金	38,898
1年内返済予定の長期借入金	237,192
未払金	48,929
未払費用	18,403
未払法人税等	16,480
預り金	4,948
その他	2
【固定負債】	**1,422,181**
長期借入金	1,229,942
繰延税金負債	43,144
資産除去債務	149,095
負債合計	**1,787,037**
（純資産の部）	
【株主資本】	**574,700**
資本金	**408,372**
資本剰余金	**456,410**
資本準備金	408,372
その他資本剰余金	48,038
利益剰余金	**△289,985**
その他利益剰余金	△289,985
繰越利益剰余金	△289,985
自己株式	**△96**
【新株予約権】	**3,645**
純資産合計	**578,346**
負債純資産合計	**2,365,383**

損益計算書

（単位：千円）

科目	第15期 自　2017年７月１日 至　2018年６月30日
売上高	**769,386**
売上原価	**515,983**
売上総利益	**253,402**
販売費及び一般管理費	**438,826**
営業損失	**185,423**
営業外収益	**496,161**
受取利息	744
受取配当金	300,047
受取賃貸料	76,405
業務受託料	117,007
その他	1,956
営業外費用	**77,203**
支払利息	13,411
賃貸原価	63,792
その他	0
経常利益	**233,534**
税引前当期純利益	**233,534**
法人税、住民税及び事業税	4,950
法人税等調整額	3,589
当期純利益	**224,994**

株主資本等変動計算書

第15期 自2017年７月１日　至2018年６月30日

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	404,622	404,622	48,038	452,660	△514,980	△514,980	△96	342,206
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	3,750	3,750		3,750				7,500
当期純利益					224,994	224,994		224,994
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	3,750	3,750	－	3,750	224,994	224,994	－	232,494
当期末残高	408,372	408,372	48,038	456,410	△289,985	△289,985	△96	574,700

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	870	343,076
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		7,500
当期純利益		224,994
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,775	2,775
当期変動額合計	2,775	235,269
当期末残高	3,645	578,346

個　別　注　記　表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

・関係会社株式　　移動平均法による原価法

⑵　たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・仕掛品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・原材料及び貯蔵品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～26年
機械及び装置	2～8年
車両運搬具	2～4年
工具、器具及び備品	2～15年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

4．その他計算書類の作成のための重要な事項

⑴　消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴　担保に供している資産

建物	778,710千円
機械及び装置	291,742千円
計	1,070,452千円

⑵　担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	50,520千円
長期借入金	492,220千円
計	542,740千円

2．偶発債務（保証債務等）

下記関係会社のリース会社からのリース債務について債務保証を行っております。

株式会社ジーエムエス	67千円

3．関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります（区分表示したものを除く）。

短期金銭債権	23,874千円
短期金銭債務	28,532千円
長期金銭債権	205,927千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	28,815千円
仕入高	190,456千円
その他	346千円

営業取引以外の取引による取引高

受取配当金	300,046千円
その他	194,045千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	100株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
子会社株式	538,373千円
資産除去債務	45,652千円
繰越欠損金	59,368千円
その他	7,055千円
繰延税金資産小計	650,447千円
評価性引当額	△649,958千円
繰延税金資産合計	489千円
繰延税金負債	
労働保険	489千円
資産除去債務に対応する除去費用	43,144千円
繰延税金負債合計	43,633千円
繰延税金負債の純額	43,144千円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ジーエムエス	所有 直接 100%	産業廃棄物処理受託先 役務の提供 当社の廃棄物処理委託先 業務支援 役員の兼務 債務保証	業務支援受託（注１）	51,153	未収入金	7,934
				配当金の受取（注２）	300,046	－	－
	リファインマテリアル株式会社	所有 直接 100%	当社製品の販売 商品の仕入 業務支援 経費の立替 固定資産の貸与 資金の貸付 役員の兼務	商品の仕入（注３）	190,456	買掛金	28,350
				経費の立替（注４）	65,654	長期未収入金	204,873
				出向者給与及び賞与（注５）	40,620		
				業務支援受託（注６）	65,854		
				固定資産の貸与（注７）	76,324		
				資金貸付（注８）	150,000	関係会社短期貸付金	100,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１） 業務支援受託料については、株式会社ジーエムエスと交渉の上、一定の合理的な基準に基づき決定しております。

（注２） 配当金については、株式会社ジーエムエスの当期純利益を勘案した金額をベースに協議の上、決定しております。

（注３） 再生樹脂商品の仕入については、市場実勢および総原価を勘案し一定の合理的な基準に基づき決定しております。

（注４） 当社は、リファインマテリアル株式会社における実費相当額の経費立替を行っております。

（注５） 出向者給与及び賞与については、当社の給与規定に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。

（注６） 業務支援受託料については、リファインマテリアル株式会社と交渉の上、一定の合理的な基準に基づき決定しております。

（注７） リファインマテリアル株式会社に対し建物・設備の貸与を行っております。なお、固定資産使用料については、減価償却費等の相当額としております。

（注８） リファインマテリアル株式会社に対する資金の貸付金利については、市場金利を勘案して一定の合理的な基準に基づき決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

（注９） 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	191円26銭
1株当たり当期純利益	74円96銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年９月８日

リファインバース株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　口　宗　夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　島　　浩　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、リファインバース株式会社の2017年７月１日から2018年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リファインバース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年９月８日

リファインバース株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　口　宗　夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　島　　浩　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、リファインバース株式会社の2017年７月１日から2018年６月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年７月１日から2018年６月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　グループ各社を含めた内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．後発事象

該当事項はありません。

2018年9月10日

リファインバース株式会社　監査役会

常勤監査役　小　林　孝　実　㊞

社外監査役　片　岡　敬　三　㊞

社外監査役　丸　吉　龍　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループ全体の更なる成長と本社機能の強化を図るべく、事業持株会社体制に移行することとし、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条＜条文省略＞	第１条＜現行どおり＞
第２条（目的） 当会社は、次の業務を営むことをその目的とする。 １.産業廃棄物、一般廃棄物の再生処理並びにその製品の販売 ２.産業廃棄物の再生処理に関する研究開発及び装置の製造、販売 ３.繊維材、プラスチックス材、紙等の切断装置、乾燥装置、圧縮装置、粉砕装置、撹拌装置、分級装置等産業機械の開発、製造並びに販売 ４.産業廃棄物処理業	第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することをその目的とする。 １.産業廃棄物、一般廃棄物の再生処理並びにその製品の販売 ２.産業廃棄物の再生処理に関する研究開発及び装置の製造、販売 ３.繊維、樹脂、プラスチックス材、紙等の切断装置、乾燥装置、圧縮装置、粉砕装置、撹拌装置、分級装置等産業機械の開発、製造並びに販売 ４.産業廃棄物処理業

現行定款	変更案
5.一般廃棄物処理業	5.一般廃棄物処理業
（新　設）	6.一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬業
（新　設）	7.古物の買い取りと販売
6.コンピューターソフトウェアの開発及び販売	8.コンピューターソフトウェアの開発及び販売
7.室内装飾工事業	9.室内装飾工事業
8.建物及び室内造作物解体工事業	10.建物及び室内造作物解体工事業
9.樹脂製品その他化学製品の製造販売	11.樹脂製品その他化学製品の製造販売
（新　設）	12.再生樹脂素材の製造、輸出入及び販売
10.前各号に関する一切のコンサルタント業務	13.前各号に関する一切のコンサルタント業務
11.前各号に付帯する一切の業務	14.前各号に付帯する一切の業務
＜以下条文省略＞	＜以下現行どおり＞

第２号議案　取締役９名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役９名全員が任期満了となります。つきましては改めて取締役９名（うち社外取締役３名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

越智（おち）　晶（あきら）　再任

生年月日　1970年12月21日

所有する当社の株式数
249,520株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1993年４月　株式会社ノエビア入社
2000年４月　株式会社大前・ビジネス・ディベロップメンツ入社
2002年５月　株式会社御美商（現株式会社ジーエムエス）取締役　（非常勤）
2003年５月　同社　取締役副社長
2003年12月　当社設立　代表取締役社長（現任）
2006年９月　インバースプロダクツ株式会社（現株式会社ジーエムエス）　取締役
2008年９月　同社　代表取締役社長
2012年９月　株式会社御美商（現株式会社ジーエムエス）　代表取締役社長
2013年５月　建設廃棄物協同組合　監事（現任）
2014年９月　株式会社ジーエムエス　取締役会長
2016年９月　同社　取締役（現任）
2017年５月　リファインマテリアル株式会社　取締役（現任）

■取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営陣としてリーダーシップを発揮しており、当社代表取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。

候補者番号 2

加志村　竜彦（かしむら　たつひこ）　再任

生年月日　1974年１月14日

所有する当社の株式数
1,500株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1996年４月　三菱化学株式会社　入社
2004年８月　当社入社
2006年８月　住友化学株式会社　入社
2014年４月　当社入社　事業開発部長
2014年９月　当社　取締役　事業開発部長（現任）
2014年９月　株式会社ジーエムエス　取締役（現任）

■取締役候補者とした理由

総合化学メーカーにおいて、マーケティング・企画等の業務に携わり、豊富な経験と見識を兼ね備え、当社取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。

候補者番号 3

瀧澤　陵（たきざわ　りょう）　再任

生年月日　1979年10月12日

所有する当社の株式数
10,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2001年９月　株式会社御美商（現株式会社ジーエムエス）入社
2006年６月　同社　運行管理部部長
2010年４月　同社　営業部部長兼運行管理部部長
2010年９月　同社　取締役
2014年９月　当社　取締役（現任）
2014年９月　株式会社ジーエムエス　代表取締役社長（現任）

■取締役候補者とした理由

廃棄物処理業において豊富な経験と幅広い見識を有し、現在は、株式会社ジーエムエスの代表取締役社長としてリーダーシップを発揮しており、当社取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。

候補者番号 **4**

松村　順也（まつむら　じゅんや）

再任

生年月日　1979年９月28日

所有する当社の株式数
1,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2005年 4 月　当社入社
2013年12月　当社　開発部開発課長兼製造部次長
2014年 9 月　当社　取締役　研究開発部長（現任）
2017年 5 月　リファインマテリアル株式会社　代表取締役社長（現任）

■取締役候補者とした理由

建築材料等に関して専門的かつ幅広い知識を有しており、現在は、当社の製造部門、研究開発部門の責任者として手腕を発揮しており、当社取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。

候補者番号 **5**

大谷　淳（おおたに　あつし）

再任

生年月日　1965年９月30日

所有する当社の株式数
1,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 4 月　株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2000年 2 月　株式会社ネット・タイム　入社
2005年 8 月　同社　取締役
2008年 1 月　当社入社　経営管理部長
2014年 9 月　当社　取締役　経営管理部長（現任）

■取締役候補者とした理由

経理・財務等の業務に携わり、豊富な経験と見識を兼ね備え、当社取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。

候補者番号 6

堀内　賢一（ほりうち　けんいち）

再任

生年月日　1947年５月30日

所有する当社の株式数
5,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1968年 4 月　日平産業株式会社（現コマツＮＴＣ株式会社）入社
1993年 4 月　同社　新規事業部部長
2004年 2 月　当社入社　取締役開発部長
2004年 4 月　アールインバーサテック株式会社　取締役
2006年 9 月　インバースプロダクツ株式会社（現株式会社ジーエムエス）　取締役
2014年 9 月　当社　取締役　最高技術責任者
2016年 2 月　当社　取締役　最高技術責任者兼製造部長
2016年10月　当社　取締役　最高技術責任者（現任）
2017年 5 月　リファインマテリアル株式会社　取締役（現任）

■取締役候補者とした理由

長年にわたり機械設計等技術の分野に携わり、当社の設備、技術に関して専門的な知識及び豊富な経験を兼ね備えております。最高技術責任者としてその手腕を発揮しており、当社取締役に相応しい経験と能力を有しているためであります。

候補者番号 7

鮫島　卓（さめしま　たく）

再任　社外　独立

生年月日　1957年１月４日

所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年 4 月　東京リース株式会社入社
1991年 1 月　国際ファイナンス株式会社（現ＡＧキャピタル株式会社）入社
2004年 9 月　当社　社外取締役（現任）
2008年 6 月　ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社（現ＡＧキャピタル株式会社）　代表取締役社長（現任）

■社外取締役候補者とした理由

企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言をいただけることから、当社の社外取締役として適任と判断しております。なお、鮫島卓氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は14年であります。

■独立役員の届出について

鮫島卓氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。当社は、同氏について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

■責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、鮫島卓氏との間で、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 8

山中　尚哉（やまなか　なおや）

再任　社外

生年月日　1958年４月30日

所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年４月　住江織物株式会社入社
2004年９月　株式会社スミノエ出向
2008年４月　同社　MD部　商品部部長
2011年７月　当社　社外取締役（現任）
2015年９月　株式会社スミノエ　コントラクト事業部　商品部部長
2018年５月　株式会社スミノエ　コントラクト事業部　商品部（現任）

■社外取締役候補者とした理由

大手メーカーにおける製品製造に関する管理統制に関し豊富な経験を有しており、当社の製造業務に関し的確な助言をいただけるものと判断し、当社の社外取締役として適任と判断しております。なお、山中尚哉氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は７年であります。

■責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、山中尚哉氏との間で、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 9

布施木（ふせぎ）　孝叔（たかよし）

再任　社外　独立

生年月日　1955年３月３日

所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1976年９月	監査法人辻監査事務所　入所
1982年10月	公認会計士登録
1988年６月	みすず監査法人　社員就任
1997年９月	みすず監査法人　代表社員就任
2007年７月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）　代表社員就任
2017年６月	新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）　退所
2017年６月	綜研化学株式会社　社外監査役（現任）
2017年６月	株式会社早稲田アカデミー　社外取締役（現任）
2017年９月	当社　社外取締役（現任）
2018年６月	株式会社アルファシステムズ　社外監査役（現任）

■社外取締役候補者とした理由

布施木孝叔氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことがありませんが、公認会計士として財務及び会計に係る豊富な経験と知識を有しており、適切な助言をいただけることから、当社の社外取締役として適任と判断しております。なお、布施木孝叔氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は１年であります。

■独立役員の届出について

布施木孝叔氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。当社は、同氏について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。同氏は当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身者ですが、当該監査法人は当社から独立した立場で会計監査を行っており、また同氏が当社担当を外れてから４年以上経過しております。そのため、経営執行者からの制約を受けることなく、会社業務の執行の適法性及び妥当性について株主の立場から客観的かつ中立的に判断することができると考えております。

■責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、布施木孝叔氏との間で、会社法第423条第１項に定める責任について、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以　上

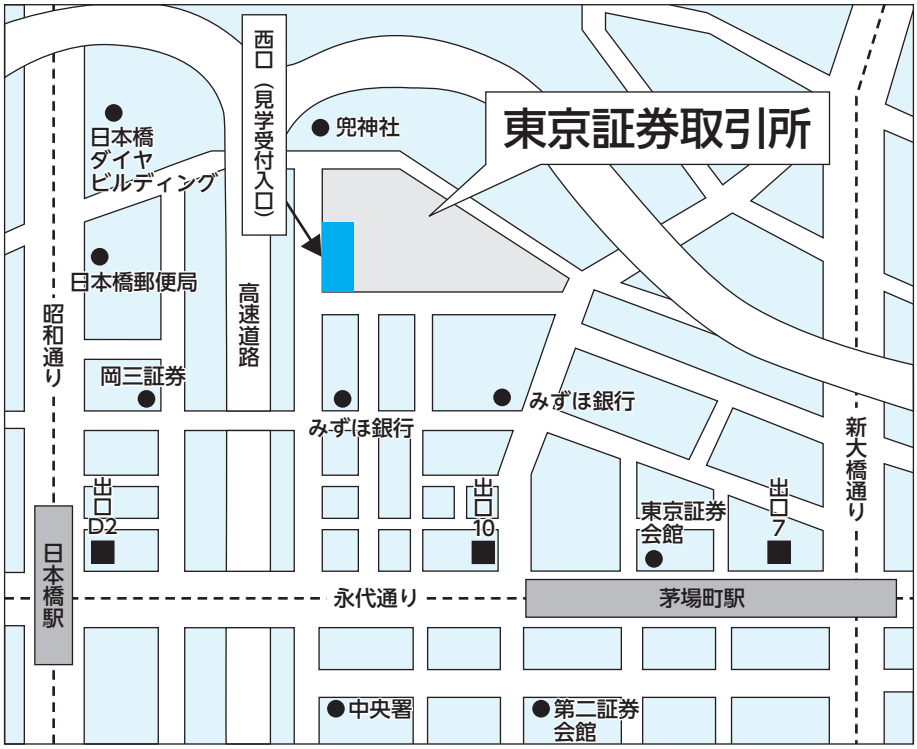
メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場	東京都中央区日本橋兜町２番１号 株式会社東京証券取引所　２階　東証ホール



西口（見学受付入口）からご入場ください。

交通	東京メトロ東西線	茅場町駅（出口10）徒歩５分
	東京メトロ日比谷線	茅場町駅（出口 7）徒歩７分
	都営地下鉄浅草線	日本橋駅（出口D2）徒歩５分

施設にご入場の際には、お手数ですが本株主総会招集ご通知及び同封しました議決権行使書用紙をご提示ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。